

議案第73号

佐野市副市長の定数を定める条例の改正について

佐野市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和4年12月2日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例

佐野市副市長の定数を定める条例（平成18年佐野市条例第44号）の一部を次のように改正する。

本則中「2人」を「1人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。
（佐野市人権推進審議会条例の一部改正）
- 2 佐野市人権推進審議会条例（平成17年佐野市条例第283号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項第4号中「当該事務を担当する」を削る。
（佐野市環境基本条例の一部改正）
- 3 佐野市環境基本条例（平成23年佐野市条例第10号）の一部を次のように改正する。
第24条第4項第4号中「市民生活部の所管に属する事務を担当する」を削る。

理 由

副市長の定数を改めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第73号参考資料

佐野市副市長の定数を定める条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、副市長の定数は、 <u>2</u> 人とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、副市長の定数は、 <u>1</u> 人とする。

佐野市人権推進審議会条例の改正案 新旧対照表

(附則第2項関係)

現 行	改 正 案
<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>当該事務を担当する</u>副市長及び教育長</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 副市長及び教育長</p>

佐野市環境基本条例の改正案 新旧対照表

(附則第3項関係)

現 行	改 正 案
<p>(環境審議会)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p>	<p>(環境審議会)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p>

(1)～(3) (略)

(4) 市民生活部の所管に属する事務を担当する副市長

5～7 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 副市長

5～7 (略)